

地方税法等の一部を改正する法律 (令和3年3月31日法律第7号)

森 稔 樹

1. はじめに

2021（令和3）年度税制改正は、2020（令和2）年9月16日に発足し、翌年10月5日に総辞職した菅義偉内閣の下における唯一の税制改正である。その一環としての「地方税法等の一部を改正する法律」（以下、地方税法等改正法）は、第204回国会会期中の2021年1月29日に内閣提出法律案第9号として衆議院に提出され、3月26日に参議院本会議で原案通りに可決・成立し、同月31日に内閣により法律第7号として公布され、一部を除いて4月1日より施行された⁽¹⁾。地方税法等改正法は「所得税法等の一部を改正する法律」

(1) 2021年度税制改正に関する文献として、衆議院調査局総務調査室『地方税法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）について〔第204回国会（常会）総務委員会参考資料〕』（2021年2月）、谷剛史「政府税制調査会の動き」地方税2020年12月号11頁、総務省自治税務局企画課他「令和3年度地方税制改正を巡る議論について」地方税2021年1月号15頁、谷剛史「『令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見』について」同124頁、皆川純子「令和3年度税制改正の概要 — ポストコロナに向けた経済構造の転換に向けて —」立法と調査431号（2021年）19頁、金谷浩光「令和3年度地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等について」地方税2021年2月号12頁、沼澤弘平他「令和3年度税制改正における地方税法改正法案の解説」地方税2021年3月号9頁、稲岡伸哉「令和3年度地方税制改正と今後の課題」地方税2021年4月号2頁、住沢整「令和3年度税制改正案」租税研究2021年3月号45頁、稲岡伸哉「令和3年度地方税制改正について」同103頁、「特集 改正大綱から読む Q&A 令和3年度税制改正の要点」税2021年2月号11頁、「特集 令和3年度地方税制の改正」税2021年4月号11頁、「特集 問答解説 令和3年度地方税法の改正」税2021年5月号11頁、伊藤昌広他「令和三年度の税制改正について」時の法令2128号（2021年）4頁、坪井昌志「令和三年度の地方税制の改正」時の法令2129号（2021年）4頁、総務省自治税務局「第204回国会における地方税に関する主要な論議について」地方税2021年10月号8頁などがある。

(内閣提出法律案第7号、令和3年3月31日法律第11号)と密接な関連を有するとともに、地方税法を初めとする法律に関して多くの改正点を含む。

2021年度税制改正は、「令和3年度税制改正の大綱」(2020年12月21日閣議決定。以下、2021年度政府税制改正大綱)の表現を借りるならば「ポストコロナに向けた経済構造の転換・好循環の実現を図るため、企業のデジタルトランスフォーメーション及びカーボンニュートラルに向けた投資を促進する措置を創設するとともに、こうした投資等を行う企業に対する繰越欠損金の控除上限の特例を設ける。また、中小企業の経営資源の集約化による事業再構築等を促す措置を創設する。加えて、家計の暮らしと民需を下支えするため、固定資産税の評価替えへの対応、住宅ローン控除の特例の延長等を行う」ことを主な内容とする⁽²⁾。このうち、地方税法等改正法の趣旨は、衆議院総務委員会における武田良太総務大臣の説明によれば、次のとおりである⁽³⁾。

- ① 固定資産税・都市計画税の改正：2021年度に行われる「評価替えに当たり、現行の土地に係る負担調整措置等を継続した上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について前年度の課税標準額に据え置く特別な措置を講ずる」。
- ② 不動産取得税の改正：「住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例措置の適用期限を3年延長する」。
- ③ 車体課税の改正：「自動車税及び軽自動車税の環境性能割の税率区分等の見直しを行う」⁽⁴⁾。

一方、総務大臣の趣旨説明において言及されていないが、2021年度税制改正においては、2020年度税制改正に引き続いて国税・地方税を通じた税務行政、さらに納税環境のデジタル化(電子化)に向けた改正が行われるとともに、COVID-19による経済の低迷に対応するための改正が行われた。また、地方税法等改正法第6条は地方自治法に「指定納付受託者」に関する規定(第231条の2の2～第231条の2の7、第231条の4)を追加しており、地方税制のみならず地方財務全般に関する改正をも含むものとなっている⁽⁵⁾。

そこで、本稿においては、主要な改正点に対象を絞り、地方税法等改正法の内容を中心

(2) 2021年度政府税制改正大綱1頁。

(3) 職名、所属会派(政党)、会派(政党)名は、原則として2021年1月18日から3月26日までの期間におけるものである。

(4) 「第204回衆議院総務委員会議録第4号(令和3年2月16日)」32頁。

(5) 地方税法等改正法附則第1条第2号により、2022年1月4日より施行される。

に、衆議院総務委員会および参議院総務委員会での法律案の「審査」における議論も併せ、検討を行う。

2. 法律案が提出されるまでの動向

〔1〕2021年度税制改正の目的

2020年12月10日の「令和3年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党。以下、2021年度与党税制改正大綱と記し、他年度のものについては20XX年度与党税制改正大綱と記す）は、日本において2020年1月にCOVID-19の「最初の感染者が確認され」るまで「人口減少の中で、8年前の政権交代以来、新たに働く人を400万人増やすとともに、下落し続けていた地方の公示地価が昨年、27年ぶりに上昇に転じるなど、感染症拡大前においては、バブル崩壊後、最高の経済状態を実現していた。政府・与党一丸となって、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものとしていく必要がある」と述べる。そして「行政のデジタル化を進め、今後5年で自治体のシステムの統一・標準化を行う」改革に合わせて「税制においても、国民の利便性や生産性向上の観点から、わが国社会のデジタルトランスフォーメーション（DX）の取組みを強力に推進すること」、「2050年カーボンニュートラル」を実現するために「税制面においても必要な支援をしていくこと」をあげる⁽⁶⁾。また、「持続可能で活力ある地方を創るためには、その基盤となる地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築することが必要であり」、「地方公共団体が地域における感染症対策の主体であることや、産業や企業をめぐる環境が激変している状況を踏まえ、固定資産税における評価替えへの対応を含め、地方税制について所要の措置を講ずる」ことを掲げる⁽⁷⁾。

〔2〕法律案提出までの経緯

（1）経済財政諮問会議

経済財政諮問会議が毎年まとめる「経済財政運営と改革の基本方針」は、翌年度の

(6) 2021年度与党税制改正大綱 1頁。

(7) 2021年度与党税制改正大綱 1頁。

予算の編成や税制改正などの指針としての意味を有する。その2020年度版である「経済財政運営と改革の基本方針2020～危機の克服、そして新しい未来へ」（2020年7月17日閣議決定。以下、「骨太の方針2020」）は、全世界におけるCOVID-19の感染拡大という状況において「令和3年度予算については、概算要求期限を1か月遅らせるとともに、概算要求の仕組みや手続をできる限り簡素なものとする。感染症拡大の動向とその経済・国民生活への影響を見極めつつ、『令和3年度予算編成の基本方針』でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行う」と述べる⁽⁸⁾。

一方、「骨太の方針2020」は、COVID-19の拡大によって日本における「行政のデジタル化の遅れ」が顕著となったことから「デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、『新たな日常』の構築による『質』の高い経済社会の実現を目指す。こうした観点から、『経済再生なくして財政健全化なし』との基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具体化を図る」と述べる⁽⁹⁾。

「骨太の方針2020」における税財政制度に関する記述はあまり詳しくないが、「持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める」とともに「グローバル化やデジタル化を背景に、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する」ことが記されるとともに、中小企業の事業の継続や金融システムの維持のために税制などを「総動員」することが示されている⁽¹⁰⁾。

(2) 政府税制調査会

2020年1月10日に安倍晋三内閣総理大臣（当時）が行った諮問を受け、数回にわたって政府税制調査会が開かれた。特に、同年10月7日より11月10日まで4回にわたり「納税環境整備に関する専門家会合」（以下、専門家会合）が開かれ、税務手続の電子化などが検討された。専門家会合は「ICTの進展等を踏まえ、納税者の利便性

(8) 「骨太の方針2020」7頁。

(9) 「骨太の方針2020」7頁。

(10) 「骨太の方針2020」8頁、11頁。衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)2頁も参照。

の向上、課税当局の業務効率化・省力化、適正・公正な課税の実現等のため、eLTAX等を活用した全国統一的な申告・納税のデジタル化、収納手段の多様化、国税との情報連携といった地方税務手続のデジタル化を推進」するとして「申告・納税のデジタル化」（eLTAX、地方税共通納税システムによって全地方団体への電子納税を可能とすることなど）、「収納手段の多様化」（コンビニエンスストアにおける納税やクレジットカードによる納付などの制度改正）、「国税との情報連携」（地方団体と国税当局との間での課税資料の共有、「国税及び地方税の電子申告における共通入力事務の重複排除や申請・届出手続の電子的提出の一元化」）を打ち出した⁽¹¹⁾。

(3) 地方財政審議会

2020年11月17日、地方財政審議会は「令和3年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（以下、地財審意見）をまとめた。以下、項目ごとに概観する。

① 固定資産税

2021年度は、原則として3年ごとに行われる土地および家屋の評価替えの年度である。2021年度税制改正に際して、自由民主党税制調査会および公明党税制調査会において、評価替えに伴う価格変動に伴う税負担の激変緩和措置としての負担調整措置をどのようなものにするかが問題とされた⁽¹²⁾。

大きなポイントは、評価替えが行われる年の前年の1月1日を基準日とする地価公示である。2021年度の土地および家屋の評価に際しては、2020年1月1日を基準日とする2020年地価公示で示される公示価格に基づく。同年地価公示では、全国平均で全用途平均は5年連続の上昇（上昇幅も4年連続で拡大）、住宅地は3年連続、商業地は5年連続、工業地は4年連続で上昇した⁽¹³⁾。これに対し、2020年7月1日を基準日とする2020年都道府県地価調査において、地価（2019年7月以降の1年間）の全国平均は、全用途平均で2017年以降3年ぶりに下落に転じ、住宅地では下落幅が拡大、商業地では2015年以来5年ぶりに下落に転じ、工業地では3年連続の

(11) 政府税制調査会「説明資料〔納税環境整備に関する専門家会合の議論の報告〕」（2020年11月13日。<https://www.cao.go.jp/zei-cho/gjjiroku/zeicho/2020/2zen4kai1.pdf>）。谷・前掲注(1)2020年12月号30頁も参照。

(12) 負担調整措置については、拙稿「地方税法等の一部を改正する法律（平成30年3月31日法律第3号）」本誌478号（2018年）43頁も参照。

(13) 国土交通省「令和2年地価公示結果の概要」（<https://www.mlit.go.jp/common/001333698.pdf>）。

上昇（但し、上昇幅は縮小）であった⁽¹⁴⁾。そのため、COVID-19の影響が反映されていない時点の地価を基準として2021年度から2023年度までの「固定資産税の負担を求めることは妥当であるのか」、COVID-19の拡大に伴って「特に事業活動が様々な制約を受け、多くの事業者がダメージを受けることとなった中で、固定資産税の負担について配慮をすべきではないか」という点が問題とされた⁽¹⁵⁾。

地財審意見は「下落修正措置として、7月1日までの半年間の地価の下落を評価額に反映させるとともに、据置年度についても、地価が下落していれば評価額に反映させる仕組みが講じられてきた」と指摘し、「令和2年1月以降の地価の動向を踏まえれば、引き続きこれらの措置を講じるとともに、市町村において適切に対応される必要がある」と述べる⁽¹⁶⁾。一方、地財審意見は「据置特例は、据置ゾーンの中において負担水準の高低により、評価額と税額の高低が逆転するといった不公平な状態を固定化する側面を有し」、「住宅用地については、平成24年度税制改正で据置特例が段階的に廃止されており、税負担の均衡化を一層推進する観点から、商業地等に係る据置特例のあり方が検討課題として残されている」と指摘し、「固定資産税の安定的な確保」とCOVID-19への対応の双方に鑑みて「負担の公平性の確保や更なる均衡化の促進の観点に留意しつつ、令和3年度から令和5年度までの間においても3年間の仕組みとして措置することにより、固定資産税制度に関する納税者の予見可能性に配慮するとともに、固定資産税の安定的な確保を図るべきである」と述べる⁽¹⁷⁾。

なお、地財審意見は、2021年度分に限り、中小事業者が所有し、かつ事業の用に供する家屋（減価償却額または減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上損金または必要な経費に算入されるもの）および償却資産に対して課される固定資産税または都市計画税の課税標準を2分の1または0円とする特例（地方税法附則第63条）などについて「これらによる減収額はいずれも全額国費で

(14) 国土交通省「令和2年都道府県地価調査結果の概要」（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001364437.pdf>）による。同「令和3年地価公示の概要」（<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001391750.pdf>）も参照。

(15) 稲岡・前掲注(1)地方税3頁。同・前掲注(1)租税研究105頁も同旨。沼澤他・前掲注(1)107頁も参照。なお、総務省自治税務局企画課他・前掲注(1)39頁に、自由民主党税制調査会および公明党税制調査会において出された様々な意見が紹介されている。

(16) 地財審意見9頁。

(17) 地財審意見9頁、10頁。

補填されているところではあるが、経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、期限の到来をもって確実に終了すべきであると述べる⁽¹⁸⁾。しかし、地方税法等改正法第1条は地方税法附則第61条および同第63条以下に定められるCOVID-19対応特例の適用期限を延長する旨の改正を行っている。

② 車体課税

地財審意見は、2020年3月に2030年度燃費基準が策定されたことを踏まえて「環境性能割の持つ政策のインセンティブ機能を維持しつつ車体課税に係る税収を確保するという観点から、基準の切り替え及び重点化を行うべきである」、「クリーンディーゼル車は、ガソリン車と比べて燃費性能も同等程度であることや、次世代自動車としても政府目標に近づき、既に普及していること等から、ガソリン車等と同様に燃費性能等に応じた扱いとすべきである」、「自家用乗用車におけるグリーン特例（軽課）の適用対象を令和3年4月から電気自動車等に限定することとなっている。これを踏まえ、それ以外の種別についても、適用対象の重点化を検討すべきである」と述べる⁽¹⁹⁾。また、「中長期的な視点に立った検討」として「自動車関係諸税についても（中略）電気自動車等の普及や保有から利用へのシフト等により、様々な課題に今後直面していくことが考えられる」が「地方自治体においては、今後見込まれる道路や橋りょう、トンネルなどの更新・老朽化対策等のための社会インフラ財源の確保が求められるため、地方財源を安定的に確保していく必要がある」と述べる⁽²⁰⁾。

③ 個人住民税

地財審意見は、個人住民税について「今後、働き方の多様化や労働市場の流動化、ライフコースの多様化等が一層進むことが予想される中で、こうした経済社会構造の変化を踏まえた個人所得課税の見直しに向けた議論が進展すると考えられるが、

(18) 地財審意見15頁。車体課税や個人住民税の特例についても同頁を参照。また、全国市長会「令和3年度都市税制改正に関する意見」（2020年9月）も、固定資産税の「制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく」、「生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること」を求める。

(19) 地財審意見11頁。

(20) 地財審意見12頁。

その見直しに当たっては、公平で中立的な税制を構築することと併せ、個人住民税の性格や役割も十分に踏まえることが重要である」、ふるさと納税について「各地方自治体においては、ふるさと納税指定制度の下で、引き続き、自らの募集方法が法令に即しているかどうかについて不断の確認を行い、広く国民や都市部の地方自治体からの理解を得られるよう、制度趣旨に即した運用を行うことが必要である」、
「これからのふるさと納税の健全な発展のためには、返礼品で競い合うのではなく、納税者から幅広く共感を得られるような寄附金の使途について創意工夫が図られることが望ましい。そのため、地方自治体において、クラウドファンディング型（目標金額や募集期間等を定め、特定の事業に寄附金を募る手法）のふるさと納税など、創意工夫を凝らした取組が幅広く展開されることが期待される」と述べる⁽²¹⁾。

④ 「地方税務手続のデジタル化・効率化の推進」

地財審意見は、地方税共通納税システムについて「納税者の利便性向上や、金融機関及び地方自治体の事務負担の大幅な軽減が期待されることから、固定資産税をはじめとした賦課税目へ対象を拡大するべきである」とする⁽²²⁾。明言されていないが、最終的に（少なくとも課税技術の観点から可能な）全税目に拡げることが目標なのであろう。

続いて、個人住民税の特別徴収税額通知書について「電子的な通知事項の送付環境の整った特別徴収義務者」が「eLTAXを経由して電子的に通知する仕組みを、速やかに導入すべきであり、「既に電子的送付が可能となっている特別徴収義務者用の通知とあわせて、特別徴収義務者の希望に応じて、市区町村間で取扱いに差異なく、電子的に通知が可能となる対応とすべきである」と述べる⁽²³⁾。また、軽自動車税環境性能割について、自動車税環境性能割等の電子申告や電子納付などが「登録車OSS（ワンストップサービス）」により可能となっていることに言及し、「納税者の利便性向上及び地方自治体の課税事務の効率化のため、軽自動車OSSに係る関係省庁の検討状況等を踏まえ、可能な限り早期に実現するべきである」とする⁽²⁴⁾。

一方、日本の行政におけるデジタル化の遅れについて、地財審意見も「新型コロ

(21) 地財審意見12頁、13頁。

(22) 地財審意見13頁。

(23) 地財審意見14頁。

(24) 地財審意見14頁。

ナウイルス感染症の感染拡大後、地方税務手続のデジタル化等による利便性向上とともに、書面主義・押印原則・対面主義の見直しを進めていく必要性がますます高まって」おり、「デジタル・ディバイドへの配慮は必要であるものの、引き続き、eLTAXを活用した全国統一的な対応・取扱いを一層充実させるなど、手続の効率化、オンライン化に向けた見直しを不断に行っていくことが求められる」として、「押印原則の見直しに先進的に取り組んできた地方自治体における成果や、規制改革に係る政府全体の動きを踏まえ、真に必要な場合を除き押印義務を廃止することを基本とするべきである」と述べる⁽²⁵⁾。

さらに、地財審意見は「税務システム等標準化検討会において、個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税及び収滞納管理の各業務に係るシステムの標準仕様書の作成が進められている」ことをあげ、「システムの標準化により、地方自治体におけるシステム構築等に係る人的・財政的負担が軽減され、より効率的な行政を実現することが重要であり、その際に「地方自治体の意見を丁寧に聴くことが必要である」、「税務システムの標準化を進める過程においては、地方自治体に財政負担や事務負担が生じることを踏まえ、その軽減に十分配慮すべきである」と述べる⁽²⁶⁾。

筆者も、地方税務行政のデジタル化の推進は必要であると考えている。但し、その前提として納税義務者等にとっての簡便性、高度なセキュリティおよび個人情報の保護が不可欠であるが、政府税制調査会、地方財政審議会のいずれも、これらの点についてほとんど言及していない。国、地方を問わず税務行政についても前記諸前提は必要であることが忘れられてはならない。

(4) 2021年度政府税制改正大綱まで

自由民主党税制調査会における勉強会は2020年11月18日に行われており、同月19日に同税制調査会および公明党税制調査会の総会がそれぞれ開かれた。その後、12月10日まで自由民主党税制調査会正副・顧問・幹事会、小委員会などが行われ、財務省および総務省からの説明聴取などを経て審議が繰り返された。与党税制協議会も11月26日、12月3日、同月8日、9日に行われ、10日に2021年度与党税制改正大綱が決定さ

(25) 地財審意見14頁。

(26) 地財審意見15頁。

れた。そして、同月21日には2021年度政府税制改正大綱が閣議決定された⁽²⁷⁾。

3. 地方税法等改正法（案）の概要

地方税法等改正法は、地方税法の他、地方自治法、国有資産等所在市町村交付金法、航空機燃料譲与税法、「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」、「特別法人事業税及び特別法人事業税に関する法律」などの法律の一部を改正する趣旨の規定により構成される。

〔1〕固定資産税・都市計画税の改正

2021年度与党税制改正大綱は「宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整措置の仕組みを継続する」、2021年度限りの措置として「宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）及び農地（負担水準100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とする」、「令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置を講ずる」と述べる⁽²⁸⁾。これらの内容は、地方税法等改正法第1条による地方税法附則第18条以下の改正として実現された。

まず、地方税法附則第18条は宅地等⁽²⁹⁾および商業地等⁽³⁰⁾に係る固定資産税の特例に関する規定である。改正前は2018年度から2020年度までの特例を定めていたが、改正により2021年度から2023年度の特例を定める規定となる。同条によれば、商業地等については、前年度課税標準額を当該年度評価額で除して得られる負担水準が70%を超える場合には当該土地の価格の70%を課税標準額とし、60%以上70%の場合には当該土地の課税標準額を前年度の課税標準額に据え置き、60%未満の場合には前年度課税標準額と当該年度の評価

(27) 総務省自治税務局企画課他・前掲注(1)19頁、衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)3頁。

(28) 2021年度与党税制改正大綱44頁。2021年度政府税制改正大綱22頁も同旨。

(29) 地方税法附則第17条第2号により「農地以外の土地」と定義される。

(30) 地方税法附則第17条第4号により「宅地等のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地」と定義される。

額の5%とを足して得られた額を課税標準額とする（但し、課税標準額が当該年度評価額の60%を超える場合には60%、20%未満の場合には20%とする）旨を定める。以上については変更がなされないが、2021年度に限り、負担水準が60%未満の土地については2020年度の課税標準額を2021年度の課税標準額とすることとされた（同第1項。地方税法等改正法附則第1条第1号により、2022年1月1日より施行）。住宅地についても同様である。このような措置により、地価が上昇した場合には固定資産税額の負担が抑えられることとなり、地価が下落した場合には固定資産税額も減少することとなる。

次に、地方税法附則第19条は一般農地に係る固定資産税の特例に関する規定である。やはり、改正前は2018年度から2020年度までの特例を定めていたが、改正により2021年度から2023年度の特例を定める規定となる。同条によれば、一般農地については、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が農地調整固定資産税額（前年度分の課税標準額に負担調整率を乗じて得られた額）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額を当該年度の固定資産税額とする旨を定める。以上については変更がなされないが、2021年度に限り、負担水準が1.0を超えない一般農地については2020年度の課税標準額を2021年度の課税標準額とすることとされた（同第1項）。同様の改正は、市街化区域農地に係る固定資産税の特例（地方税法附則第19条の2～同第19条の4）についても行われた。

この他、固定資産税・都市計画税については、国有資産等所在市町村交付金の特例の延長（地方税法等改正法第7条による国有資産等所在市町村交付金法附則第14項の改正）など、多くの改正が行われている⁽³¹⁾。

〔2〕不動産取得税の改正

不動産取得税についても多くの改正が行われたが、特に重要であるのは「住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例」を定める地方税法附則第11条の2、および「宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例」を定める同第11条の5の改正である。

まず、不動産取得税の本来の標準税率は4%であるが（地方税法第73条の15）、2016年1月1日から2021年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合には3%とされていた（同附則第11条の2第1項）。この特例は地方税法等改正法第1条により、2024年3月31日まで延長された。

(31) 沼澤他・前掲注(1)114頁、118頁を参照。

次に、不動産取得税の本来の課税標準は「不動産を取得した時における不動産の価格」とされるが（地方税法第73条の13第1項）、2016年1月1日から2021年3月31日までの間に宅地評価土地（宅地および宅地比準土地⁽³²⁾）の取得が行われた場合には「当該土地の価格の2分の1の額」とされていた（同附則第11条の5第1項）。この特例も地方税法等改正法第1条により、2024年3月31日まで延長された。

〔3〕車体課税

2021年度改正においては、自動車税および軽自動車税の環境性能割および種別割のグリーン化特例の見直しが主な内容とされており、2020年3月に「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（平成25年3月1日経済産業省・国土交通省告示第2号）の一部が改正されることによって2030年度燃費基準が策定されたことに伴うものである。また、COVID-19による経済や社会全体への影響も勘案されたものとされ、自動車重量税のエコカー減税の適用期限が2年延長されて2023年3月31日とされる。

（1）環境性能割の税率区分の見直し

地方税法等改正法第1条により、地方税法第149条（自動車税環境性能割の非課税）、同第157条（自動車税環境性能割の税率）、同第446条（軽自動車税環境性能割の非課税）および同第451条（軽自動車税環境性能割の税率）が改正され、環境性能割の税率の鍵となる燃費性能の基準が改められた。この改正は煩雑なものであるため、自家用車に限定して概観する。〈表1〉および〈表2〉を参照されたい。

(32) 地方税法附則第11条の5第1項において「宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう」と定義される。

〈表1〉 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率（2020年度）

| | | 登録車 | 軽自動車 |
|---|----------------|-----|------|
| 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車 | | 非課税 | 非課税 |
| ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車 | 2020年度基準+20%達成 | | |
| | 2020年度基準+10%達成 | 1% | |
| | 2020年度基準達成 | 2% | 1% |
| 上記以外 | | 3% | 2% |

(出典) 衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)32頁および沼澤他・前掲注(1)88頁を基に、筆者が作成。

〈表2〉 自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率（2021年度）

| | | 登録車 | 軽自動車 | | |
|---|---------------------|-----|------|----|--|
| 電気自動車 燃料電池自動車 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 | | 非課税 | 非課税 | | |
| クリーンディーゼル車（下記以外）・ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車 | 2030年度基準85%達成 | | | | |
| | 2030年度基準75%達成 | | | 1% | |
| | 2020年度基準60%達成 | 2% | 1% | | |
| 上記以外または2020年度基準未達成車 | | 3% | 2% | | |
| クリーンディーゼル車（2021年4月～2022年3月） | 2030年度基準85%達成 | 非課税 | | | |
| | 2030年度基準75%達成 | 非課税 | | | |
| | 2020年度基準60%達成 | 非課税 | | | |
| | 上記以外または2020年度基準未達成車 | 非課税 | | | |
| クリーンディーゼル車（2022年4月～2023年3月） | 2030年度基準85%達成 | 非課税 | | | |
| | 2030年度基準75%達成 | 非課税 | | | |
| | 2020年度基準60%達成 | 非課税 | | | |
| | 上記以外または2020年度基準未達成車 | 3% | | | |

(出典) 衆議院調査局総務調査室・前掲注(1)32頁および沼澤他・前掲注(1)88頁、99頁を基に、筆者が作成。なお、クリーンディーゼル車については、地方税法附則第12条の2の10第3項および同第4項による。

(2) 環境性能割の臨時的軽減の延長

地方税法附則第12条の2の12第2項、同第29条の8の2および同第29条の18第3項

は自動車税・軽自動車税の環境性能割の税率に関する特例（1%→非課税、2%→1%、3%→2%）を定める。地方税法等改正法第1条により、その適用期限が2021年12月31日に延長される。

（3） 自動車税・軽自動車税のグリーン化特例の見直し

地方税法附則第12条の3および同第30条は自動車税・軽自動車税の種別割の税率に関する特例（グリーン化特例）を定める。これは、排出ガス性能および燃費性能に優れる自動車または軽自動車について新車新規登録の翌年度1年に限って税率を軽減し、他方で新車新規登録から一定年数が経過した自動車または軽自動車について税率を重くするというものである。地方税法等改正法第1条により、グリーン化特例の適用対象からクリーンディーゼル車を外して電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド車および天然ガス自動車に限定するとともに、適用期間を2023年3月31日まで延長することとされている。

〔4〕 指定納付受託者

前述のように、地方税法等改正法第6条によって指定納付受託者に関する規定が地方自治法に追加された。また、地方税法等改正法第1条によって地方税法に追加された第13条の4も、指定納付受託者に関する規定である。

国税については、国税通則法第34条の3第1項第1号によって同第34条第1項に「規定する納付書で財務省令で定めるものに基づき納付するとき」に、同第2号によって「電子情報処理組織を使用して納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき」に「納付受託者」に国税の「納付を委託することができる」こととされる⁽³³⁾。ここにいう納付受託者は同第34条の4第1項によって国税納付事務を「適正かつ確実に実施することができる」と認められる者であり、かつ、政令で定める要件に該当する者として国税庁長官が指定するもの」と定義されており、「国税通則法第34条の4第1項の規定に基づく納付受託者の指定の件」（平成28年9月20日国税庁告示第13号、平成28年9月20日国税庁告示第14号）によってコンビニエンスストアおよびクレジットカード会社が指定されている。

(33) 志場喜徳郎・荒井勇・山下元利・茂申俊共編『国税通則法精解』〔第16版〕（大蔵財務協会、2019年）457頁を参照。

他方、地方自治法には指定代理納付者に関する規定が第231条の2第6項に置かれており、これによってクレジットカード等による歳入の納付が可能となるように整備がなされた。しかし、同項はスマートフォンの使用による決済サービス等による地方税その他の歳入の納付に対応していない。そこで、指定代理納付者制度を維持しつつ「クレジットカードや電子マネーを含めた幅広い決済手段による公金納付を可能とする」制度として指定納付受託者制度が設けられることとされた⁽³⁴⁾。地方自治法における指定納付受託者に関する規定は、国税通則法における納付受託者の規定に対応する形で設けられている。その対応関係を〈表3〉で示す。

〈表3〉 指定納付受託者に関する地方自治法（または地方税法）の規定と国税通則法の規定との対応関係

| 地方自治法 | 国税通則法において対応する規定 |
|--------------------------------|---------------------------|
| 第231条の2の2（指定納付受託者に対する納付の委託） | 第34条の3（納付受託者に対する納付の委託）第1項 |
| 第231条の2の3（指定納付受託者） | 第34条の4（納付受託者） |
| 第231条の2の4（納付事務の委託） | なし |
| 第231条の2の5（指定納付受託者の納付） | 第34条の5（納付受託者の納付）第1項および第2項 |
| 第231条の2の6（指定納付受託者の帳簿保存等の義務） | 第34条の6（納付受託者の帳簿保存等の義務） |
| 第231条の2の7（指定納付受託者の指定の取消し） | 第34条の7（納付受託者の指定の取消し） |
| 第231条の4（指定納付受託者からの歳入等の徴収等） | なし |
| 地方税法 | 国税通則法において対応する規定 |
| 第13条の4（指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例） | 第34条の5第3項および第4項 |

(出典) 筆者が作成。

(1) 地方自治法第231条の2の2

同条は「普通地方公共団体の歳入」を「歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令

(34) 総務省「地方財務会計制度の課題と見直しの方向性について」〔第1回新たな社会経済情勢に即応するための地方財務会計制度に関する研究会（2021年4月26日）資料3〕。総務省自治行政局長「地方自治等における指定納付受託者制度の導入について（通知）」（2021年4月1日付総行第92号。各都道府県知事、各都道府県議会議員、各指定都市市長、各指定都市市議会議員宛）も参照。

で定めるものに基づき納付しようとする」者または「電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとする」者が指定納付受託者に納付を委託することができる旨を定める。これを受けて改正された地方自治法施行令第157条の2は、指定納付受託者の要件として、納付事務を「適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること」および「その人的構成等に照らして、納付事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること」をあげる。

(2) 地方自治法第231条の2の3

同条第1項は指定納付受託者を歳入等の納付事務を「適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの」と定義し、指定納付受託者が「総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる」と定める。普通地方公共団体の長が指定納付受託者の指定をしたときは、その名称、住所または事務所の所在地その他総務省令で定める事項を告示しなければならない（同第2項。同第3項および第4項も参照）。なお、普通地方公共団体の長による告示の性質につき、地方税法等改正法第6条に法定受託事務とする旨の定めはない。

(3) 地方自治法第231条の2の4

同条は、指定納付受託者が委託を受けた納付事務の一部を「納付事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる」と定める。ここにいう「政令で定める者」は地方自治法施行令第157条の2に掲げられる要件を満たす者であるが、納税義務者等の個人情報扱う業務について再委託を認めることに疑問が残る。

(4) 地方自治法第231条の2の5

同条は、指定納付受託者が「歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない」こと（同第1項）、指定納付受託者が納付者の委託を受けたときには「遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない」こと（同第2項）、および指定納付受託者

が普通地方公共団体によって指定された日までに「当該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす」ことを定める（同第3項）。

(5) 地方自治法第231条の2の6

同条は、指定納付受託者に「総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存」する義務を課すとともに（同第1項）、普通地方公共団体の長が指定納付受託者に報告を求めうること（同第2項）、普通地方公共団体の長が「必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定納付受託者の事務所に立ち入り、指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる」こと（同第3項。同第5項も参照）などを定める。

(6) 地方自治法第231条の2の7

同条は、普通地方公共団体の長が指定納付受託者に対する指定を「取り消す」ことができる旨を定めるとともに（同第1項）、取り消した場合に普通地方公共団体の長が「その旨を告示しなければならない」と定める（同第2項）。指定「取消し」の要件は、地方自治法施行令第157条の2に定められる要件を満たさなくなった場合、報告義務に違反したとき、帳簿備付等の義務に違反したとき、または立入検査等の拒否等である（地方自治法第231条の2の7第1項第1号～第4号）。

(7) 地方自治法第231条の4

同条第1項は指定納付受託者が歳入等（分担金等に限定される）を指定までに納付しない場合に、歳入等の徴収に際して地方税法第13条の4を準用する旨を定める。これに対し、地方自治法第231条の4第2項～第8項は、地方税法第13条の4第1項に基づく処分についての審査請求についての規定である。

(8) 地方税法第13条の4

同条第1項は「指定納付受託者が委託を受けた場合の徴収の特例」に関する規定であり、指定納付受託者が地方自治法第231条の2の5第1項により「納付し、又は納

入すべき地方団体の徴収金を同項の指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者から徴収するものとする」と定める。この場合の「地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者に対して滞納処分をしてもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない」（地方税法第13条の4第2項）。

4. 国会における法律案の審議状況

前記のような内容の地方税法等改正法について、衆参両院において審査・審議がなされた。その様子を項目毎に概観する（但し、本稿において扱わなかった論点に関する質疑応答は省略した）。なお、便宜のため、法律案の提出から公布までの経過について、概略を示す。

| | |
|----------------|---|
| 衆議院議案受理年月日 | 2021年1月29日 |
| 衆議院付託年月日 | 2021年2月16日（総務委員会） |
| 衆議院審査終了年月日 | 2021年3月2日（可決） |
| 衆議院審議終了年月日 | 2021年3月2日（可決。賛成会派：自由民主党・無所属の会／立憲民主党・無所属／公明党。反対会派：日本共産党／日本維新の会・無所属の会／国民民主党・無所属クラブ） ⁽³⁵⁾ |
| 参議院予備審査議案受理年月日 | 2021年1月29日 |
| 参議院議案受理年月日 | 2021年3月2日 |
| 参議院付託年月日 | 2021年3月12日（総務委員会） |
| 参議院審査終了年月日 | 2021年3月26日（可決） |
| 参議院審議終了年月日 | 2021年3月26日（可決） ⁽³⁶⁾ |

〔1〕衆議院総務委員会

(35) https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DD178A.htm

(36) 起立による採決であり、賛成会派・反対会派などの詳細は「第204回参議院会議録第11号（令和3年3月26日）」に示されていない。

衆議院総務委員会における武田総務大臣による地方税法等改正法案の趣旨説明は、2021年2月16日に行われた。同月18日、19日、25日および3月2日に審査が行われ、3月2日には本村伸子議員（日本共産党）による反対討論が行われたが、採決の結果、起立多数により可決された。なお、採決の後、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、公明党および国民民主党・無所属クラブの四派共同提案による「持続可能な地方税財政基盤の確立並びに新型コロナウイルス感染症及び東日本大震災等への対応に関する件」が提出され、賛成多数で可決された⁽³⁷⁾。

（1） 固定資産税・都市計画税の改正

榊屋敬悟議員（公明党）の質疑に対し、武田総務大臣は「今回の税制改正におきましては、地方税法の規定のとおり評価替えを行うこととした上で、負担調整措置について、納税者の予見可能性に配慮をするとともに固定資産税の安定的な確保を図るため、令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続することとし、「新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずること」とし」と述べた上で、「固定資産税は市町村財政を支える基幹税であり、その税収の安定的な確保が不可欠であることから、制度の基本的な枠組みは維持することとしており、地方団体からは、感染症の影響を踏まえた総合的な判断との評価をいただいている」と答弁した。また、稲岡伸哉政府参考人（総務省自治税務局長）は、2021年度のみ負担特別措置について「あくまで試算といたしまして、令和2年度までの措置が継続していたと仮定した場合の税収見込額と今回の特別な措置を講じた後の税収見込額を比較いたしますと、差は1,400億円程度と見込まれる」が、「土地に係る固定資産税の令和3年度の税収は、地価下落に伴い自然減が生じる土地はあるものの、それ以外では前年度と同額の税収が維持されるということから、改正に伴う減収というのは生じていないものと考えて」と答弁した⁽³⁸⁾。

また、榊屋議員は「地方団体の声として、現行の商業地等の据置特例を廃止して負担水準を70%に収れんさせるという方向ではなかったのか」と質した。稲岡政府参考

(37) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第8号（令和3年3月2日）」8頁。

(38) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和3年2月18日）」5頁。

人は、現行の負担調整措置に「評価額と税額の高低が逆転する現象が生じるなど、据置ゾーン内における負担水準の不均衡が解消されない」という課題があるが、「商業地等については、近年、大都市を中心に地価が上昇する一方、地方においては地価が下落しておりまして、負担水準にばらつきが生ずると見込まれますことから、まずは商業地等の土地の負担水準を据置ゾーン内に収れんさせることとし、現行の負担調整措置を継続するということとした」と答弁した⁽³⁹⁾。

一方、道下大樹議員（立憲民主党・無所属）は「住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応に関する措置による個人住民税の減収額や、自動車税及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長の措置による減収額については全額国費で補填するという」が、「固定資産税に係る令和3年度における特別な措置によって、地方自治体が得られるはずであった増収分と、その増収した場合の地方交付税の減額分との差はどうか」と質した。稲岡政府参考人は「令和3年度の土地に係る固定資産税の税収については、地価下落に伴い自然減が生じる土地はあるものの、それ以外では前年度と同額の税収が維持されるということになっておりますので、国費による補填の対象とはならないものと考え」る、「令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により地方税の大幅な減収が見込まれる中、地方団体が行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額を確保したところであり」、「各地方団体の地方交付税における基準財政収入額の算定には各地方団体の課税標準相当額を用いており、今般の固定資産税の特別な措置についても、基準財政収入額の算定に反映される」と答弁した⁽⁴⁰⁾。

（2）車体課税の改正

後藤祐一議員（立憲民主党・無所属）は、環境性能割が「実質増税になるのではないのか」、「自動車の関連税制については（中略）簡素化そして負担軽減を図るべきではないか」、「特に自動車の保有段階の課税としては、当分の間税率も含めて自動車重量税は廃止して、自動車税、軽自動車税など保有段階でかかる税は原則一本化して簡素化すべきではないか、そして、走行段階の課税も、複雑な税体系を燃料税的な形で一本化して、かつタックス・オン・タックスを解消すべきではないか」と質した。

(39) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第5号（令和3年2月18日）」5頁。

(40) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和3年2月19日）」4頁。

武田総務大臣は「令和3年度税制改正においては、我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえ、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮したところであり」、「具体的には、自動車税、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しでは、2030年度燃費基準に切替えを行うものの、軽減対象車や非課税対象車が現行と同水準になるようにしたところであり、今回の税制改正では実質増税とはなっていない」と答弁した⁽⁴¹⁾。

一方、井上一徳議員（国民民主党・無所属クラブ）は「将来的にカーボンニュートラルの社会を実現するに当たって」の地方税の在り方を質した。稲岡政府参考人は「2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献することなども含め、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、中長期的な視点に立って検討を行っていく必要があるものと考えて」と答弁した。また、井上議員が「地方では移動するためには車が必需品ですので、家計の負担を減らすという意味でも」車体課税の負担の軽減が必要であると質した。稲岡政府参考人は、軽自動車税の「種別割の標準税率が自家用乗用車で年額1万800円となっておりまして、登録車の最低税率である2万5,000円と比べてもかなり低い水準となっていること、それから、取得時の課税であります環境性能割の最高税率は取得価額の2%でありまして、登録車の最高税率3%と比べて1%分低くなっており、ユーザー負担は相当程度抑えられていること、それから、軽自動車税の財産税的性格や道路損傷等の原因者負担金的性格、軽自動車税についてはこういった性格を有する税とされていることなどを踏まえ、これ以上の負担軽減につきましては慎重な検討が必要ではないかと考えております」と答弁した⁽⁴²⁾。

（3）不動産取得税の改正、指定納付受託者

質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない。

〔2〕衆議院本会議（2021年3月2日）

地方税法等改正法および「地方交付税法等の一部を改正する法律」（内閣提出法律案第10号、令和3年3月31日法律第8号。以下、地方交付税法等改正法）の両案は一括して議

(41) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第6号（令和3年2月19日）」5頁。

(42) 「第204回国会衆議院総務委員会議録第7号（令和3年2月25日）」17頁。

題とされた。石田祝稔総務委員長の報告の後、本村議員、足立康史議員（日本維新の会）、井上議員による反対討論、松田功議員（立憲民主党・無所属）による賛成討論を経て、いずれの案も賛成多数で可決された⁽⁴³⁾。

〔3〕参議院総務委員会

参議院総務委員会における武田総務大臣による地方税法等改正法の趣旨説明は、2021年3月23日に行われた。同日および同月25日に審査が行われ、26日には芳賀道也議員（国民民主党・新緑風会）、伊藤岳議員（日本共産党）による反対討論、岸真紀子議員（立憲民主・社民）による賛成討論が行われ、採決の結果、賛成多数により可決された。なお、採決の後、自由民主党・国民の声、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会および国民民主党・新緑風会の5会派共同提案による「自立した安定的な財政運営を実現するための地方税財政制度の構築並びに東日本大震災及び新型コロナウイルス感染症等への対応に関する決議」の案が提出され、全会一致で可決された⁽⁴⁴⁾。

（1）固定資産税・都市計画税の改正

石井正弘議員（自由民主党・国民の声）は「今回の固定資産税に係る令和3年度における特別な措置についての受け止めと、地方側の見解を踏まえましての総務省としての今後の対応方針」について質した。熊田裕通総務副大臣は「今回の措置は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、納税者の負担感に配慮する必要があること、一方、固定資産税は御指摘のとおり市町村財政を支える基幹税である、安定的な確保が重要であることといった点を念頭に置いて講じたものであります。また、負担調整措置の制度の基本的な枠組みは維持することとしており、地方団体からは感染症の影響を踏まえた総合的な判断との評価もいただいております」と答弁した⁽⁴⁵⁾。

柳ヶ瀬裕文議員（日本維新の会）も2021年度限りの措置について「来年度以降は確実にこの措置は廃止されるということによるのか」と質した。稲岡政府参考人は「現在御審議いただいております地方税法等改正法案に基づき、令和4年度からは、負担の均衡化に向けて、現行の負担調整措置の仕組みが適用されることとなります」

(43) 「第204回国会衆議院会議録第10号（令和3年3月2日）」8頁、11頁。

(44) 「第204回国会参議院総務委員会会議録第8号（令和3年3月26日）」1頁、2頁。

(45) 「第204回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和3年3月23日）」4頁。若松謙維議員（公明党）の質疑と、これに対する宮地拓馬総務大臣政務官の答弁（同13頁）も参照。

と答弁した。これを受けて、柳ヶ瀬議員が2021年度限りの措置による減収について質した。これに対する稲岡政府参考人の答弁は衆議院総務委員会におけるものと同旨である⁽⁴⁶⁾。

(2) 車体課税の改正

芳賀議員が、2020年12月に国民民主党が2021年度税制改正についてまとめた考え方における「車検時に掛かる国税の自動車重量税について、当分の間税率を廃止して、国分の本則税率を地方税に改めて、新自動車税、新軽自動車税へ簡素化を図ることで、1.5トン未満のマイカーであれば1台当たり毎年4,800円の減税を実施すべき」とする提唱について質した。江坂行弘政府参考人（国土交通省自動車局次長）は、2021年度与党税制改正大綱が「『2050年カーボンニュートラル』目標の実現に積極的に貢献するものとする」とともに（中略）国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う」と述べたこと⁽⁴⁷⁾に言及して「国土交通省といたしましても、環境負荷の低減などに加え、高齢者の免許返納の加速や人口減少等に伴う地域課題の深刻化などの観点からも重要な政策課題と認識しておりまして、今後、関係機関と十分議論しつつ、中長期的な視点に立った検討を行ってまいります」と答弁した。これを受けて、芳賀議員が「自動車の車体課税と燃料課税のうち地方税分について、コロナ禍に伴う消費の落ち込みも防ぐため、減税を進めるべきだ」と質した。武田総務大臣は「今回の地方税法等改正法案において、我が国経済がコロナ禍にあることを踏まえ、自動車ユーザーの負担について十分に配慮しているものと考えており」、「自動車関係諸税の在り方については、2050年カーボンニュートラル目標の実現に積極的に貢献することなども含め、国、地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、中長期的な視点に立って検討を行っていく必要があると考えて」といると答弁した⁽⁴⁸⁾。

(46) 「第204回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和3年3月23日）」16頁。芳賀議員による質疑および稲岡政府参考人による答弁（「第204回国会参議院総務委員会会議録第7号（令和3年3月25日）」17頁）も参照。

(47) 2021年度与党税制改正大綱130頁。

(48) 「第204回国会参議院総務委員会会議録第7号（令和3年3月25日）」17頁。若松議員の質疑および武田総務大臣の答弁（「第204回国会参議院総務委員会会議録第6号（令和3年3月23日）」13頁）、ならびに片山虎之助議員（日本維新の会）の質疑および武田総務大臣の答弁（「第204回国会参議院総務委員会会議録第7号（令和3年3月25日）」14頁）も参照。

(3) 不動産取得税の改正、指定納付受託者

質疑応答はなされておらず、反対討論においても言及されていない。

〔4〕参議院本会議（2021年3月26日）

地方税法等改正法、地方交付税法等改正法および「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」（第204回国会衆議院議員提出法律案第5号、令和3年3月31日法律第19号）の3法律案は一括して議題とされた。浜田昌良総務委員長の報告の後に、地方税法等改正法案および地方交付税法等改正法案について柳ヶ瀬議員、芳賀議員、伊藤議員による反対討論、岸議員による賛成討論を経て、3法律案は賛成多数で可決され、法律として成立した⁽⁴⁹⁾。

5. おわりに

2021年度税制改正、特に2021年度与党税制改正大綱に示された主要な改正について、全国知事会は自動車税環境性能割の見直しなどを「提言を踏まえたもの」として評価する⁽⁵⁰⁾。

これに対し、全国市長会は「固定資産税については、評価替えに際し、現行の負担調整措置を令和3年度から5年度までの3年間の措置として継続するとされたことは、予見可能性と地方税の安定確保の観点から配慮されたものであり安堵している」としつつ「令和3年度に限った臨時・異例の措置として、税額が増加する全ての土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるとされたことは、感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえた総合的な判断であると理解するものの、都市自治体の基幹税である固定資産税として厳しい措置であると受け止めている」として「都市財政における本税の重要性に鑑み、負担の公平性の観点に留意しつつ、引き続き、税収の安定的確保が図られるよう求める」と述べる⁽⁵¹⁾。

全国町村会も「固定資産税については、土地の評価替えに際し、令和3年度に限った臨

(49) 「第204回国会参議院会議録第11号（令和3年3月26日）」7頁、13頁。なお、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」案については討論が行われず、全会一致により可決された。

(50) 全国知事会「『令和3年度与党税制改正大綱』について」（2020年12月10日）。

(51) 全国市長会「令和3年度与党税制改正大綱について」（2020年12月10日）。注(18)も参照。

時・異例の措置として、税額が増加する土地について前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるとされたことは、感染症により国民生活や社会経済活動に深刻な影響が生じ、環境が大きく変化したことを踏まえた総合的な判断であると理解するところではあるが、極めて重大な決定だと受け止めている。令和4年度以降については、負担の公平性の観点からも、町村にとってかけがえのない基幹税である固定資産税の安定的確保を求める」と述べており⁽⁵²⁾、地方税財政制度に対する危機感を示したものとなっている。

また、全国町村会は、環境性能割の臨時的軽減の延長について「地方特例交付金により、町村財政に影響のないよう措置を講じていただくことを評価する」としつつ「車体課税については、道路・橋梁等社会資本の更新・老朽化対策、防災・減災事業の確実な実施のための極めて重要な財源であることから、期限の到来をもって終了されたい」とも要望しており、2021年度税制改正に対して特に厳しい態度を示したものと評価することも可能である。

固定資産税および都市計画税の2021年度限りの措置は、地方税財源の充実確保という要請⁽⁵³⁾に背くものでもあり、安易に延長されるべきものでもない。地方公共団体、特に市町村がCOVID-19への対策の最前線に立つ存在でもあることからすれば、固定資産税という基幹税を政策の道具とすることは望ましくない。

第204回国会において、COVID-19の影響の他、総務省幹部職員の接待問題に関する質疑などが多くなされたこともあり、少なくとも地方税法等改正法に関する質疑は低調であった。指定納付受託者制度については、地方自治法に追加された規定とはいえ地方税法等改正法第6条によるものであること、地方税のみならず地方財務全般に関わる事項であることから、地方税法等改正法案の段階において質疑応答がなされるべきであった。

一方、2021年度与党税制改正大綱は、2022年度税制改正に向けて「年金課税」、「小規模企業等に係る税制のあり方」、「自動車関係諸税」、「事業税における社会保険診療報酬にかかる実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率」などの検討事項を掲げる⁽⁵⁴⁾。これらの中には2020年度与党税制改正大綱および2019年度与党税制改正大綱において列挙されていたものもあり、さらに2022年度与党税制改正大綱において引き続き掲げられてい

(52) 全国町村会「令和3年度与党税制改正大綱について」（2020年12月10日）。

(53) 全国町村会・前掲注(52)。

(54) 2021年度与党税制改正大綱129頁。

るものもある⁽⁵⁵⁾。2022年度税制改正については機会を改めて検討するが、今後、地方税財政制度の設計に変化がみられるか否かに注目しておかなければならない。

(もり としき 大東文化大学法学部教授)

キーワード：固定資産税／都市計画税／環境性能割／グリーン化特例／
不動産取得税／指定納付受託者

(55) 2020年度与党税制改正大綱103頁、2019年度与党税制改正大綱121頁、2022年度与党税制改正大綱96頁を参照。